

## MV22オスプレイの岩国基地への先行搬入に関する意見書を採択！

普天間飛行場への配備が予定されている垂直離着陸輸送機MV22オスプレイについて、国から、岩国基地に先行搬入し、機体整備や2週間程度の試験飛行等を行った上で、普天間飛行場に配備するとの方針が、突然示され、去る6月11日に防衛省から知事及び岩国市長に対して説明がなされた。

岩国基地を巡っては、今年2月に、在沖縄海兵隊の岩国基地移転報道が唐突になされ、さらに3月にも、オスプレイの岩国基地への一時駐機が取りざたされるなど、地元では大きな混乱と国への不信感が渦巻いたばかりである。

こうした中での一方的な要請は、これ以上の負担増は認められないとする基本スタンスの下で、国の外交防衛政策を尊重し、これに協力する姿勢で対応してきた県及び地元関係自治体との信頼関係、さらには住民感情を大きく損ねるものであり、断じて許されるものではない。

オスプレイは、4月のモロッコでの事故の後、国は安全性は確保されているという説明で岩国基地への先行搬入を提示されたが、その直後に、米国フロリダ州で訓練中に墜落するという重大な事故が発生した。このような事実を踏まえれば、国の安全性への説明には大きな疑念と不信を抱かざるを得ず、こうした状況の中での先行搬入は、到底、認められるものではない。

また、オスプレイは、配備先である沖縄の関係自治体から、依然として強い懸念や反対の姿勢が示されている。国がなすべきことは、配備先となる普天間飛行場の関係自治体の理解を得るための努力と説明を粘り強く行うことであり、その理解が得られない段階で、岩国基地への先行的な搬入を進めようとする国の対応は理解しがたいところであり、余りにも不誠実であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、これらの事情を踏まえ、下記事項について誠意をもって対処されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 岩国基地については、これまで国に対して再三にわたって伝えている「これ以上の負担増は認められない」とする県及び地元的一致した基本スタンスを十分理解した上で、これを尊重した対応を行うこと。
- 2 岩国基地への先行搬入は、拙速に進めることは認められず、安全性の確保の再検証や配備先の関係自治体の理解を得るなどの条件整備をした上で提示されるべきであり、その上で、関係自治体住民の理解を得るべく、十二分な説明責任を果たす努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月20日

山口県周防大島町議会

提出先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長あて

(全文 掲載)